

議案第34号

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年2月20日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

石岡市営住宅管理条例の一部を改正する条例

石岡市営住宅管理条例（平成17年石岡市条例第164号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項第4号イ中「同法第28条の2において準用する同法第10条第1項」を「第10条の2（同法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。